

## 第 486 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 2 年 7 月 29 日（水曜日）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区桑田町 1 - 36  
岡山地方合同庁舎 3 階会議室
- 3 出席者
- |            |   |
|------------|---|
| 公益代表委員     | 財 津 唯 行<br>西 田 和 弘<br>益 田 佐和子<br>八 木 一 郎<br>横 山 純 子 |
| 労働者代表委員    | 浅 山 里 奈<br>小 林 陽 一<br>野 瀬 仁 志<br>宮 原 俊 友            |
| 使用者代表委員    | 石 黒 和 之<br>加 藤 利 通<br>鶴 海 元<br>錦 織 勝 輝<br>槇 野 博 通   |
| 事務局 岡山労働局長 | 内 田 敏 之   |
| 労働基準部長     | 子 安 成 人   |
| 賃 金 室 長    | 大 島 敏 郎   |
| 賃 金 係 長    | 遠 藤 英 文   |
| 専 門 監 督 官  | 山 本 光 志   |

## 4 議 事

遠藤係長

ただ今から、第 486 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議は公開にて行います。

まず、定足数の確認と御報告について申し上げます。

本日は労働者委員の内藤委員が御欠席ですが、他の委員 14 名に御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

本日御審議いただく議題につきまして御説明申し上げます。

- (1) 地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- (2) 最低賃金基礎調査結果等の資料説明について
- (3) 岡山県最低賃金専門部会の運営について
- (4) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (審議)

(答申)

(4) で回答が得られた場合は、次の (5) 特定最低賃金の改正決定について (諮問) を行います。

(6) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見陳述について

(7) 今後の審議日程について

(8) その他

でございます。

会長、引き続きよろしく願いいたします。

西田会長

議題「(1) 地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」から審議に入ることとします。

令和 2 年度の目安についての伝達を事務局からお願いいたします。

大島室長

令和 2 年度の目安につきまして私の方から、説明したいと思えます。

資料No. 2、ページ数 3 ページを御覧ください。「令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)」がございました。正確に答申内容をお伝えしたいと思いますので、読み上げさせていただきます。

(「令和 2 年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申)」の読み上げ)

西田会長

今の伝達等の説明について御質問等ございますか。

小林委員

事務局に確認したいことがございます。

6 ページ目の記の 1 に「現行水準を維持することが適当」とありますが、我々労働者側としてはこの目安の答申がされた後に中賃メンバーを含む連合本部による会議がありまして、0 ではないという説明がなされました。そのことに関して本省から各地方の労働局に対してそういった旨の伝達がされると聞いています。

その前後の文面を読んでもみると、例えばその後の段落の「目安小委員会の公益委員としては」の後ですね、「地方最低賃金審議会においては、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。」となっています。

それから、3 ページ目の 3 「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守る」という記述もありますし、我々労働者側としては現行水準の維持イコール 0 ではないという認識をしているのですが、事務局の受け止めはいかがでしょうか。

西田会長

事務局、お願いします。

子安部長

労働基準部長の子安でございます。

その文言につきまして、本省に確認をしております。

中賃の事務局としましては、「現行水準を維持するという文言どおりである」という回答を得ていることを御報告いたします。

小林委員

はい、分かりました。

西田会長

他はいかがでしょうか。

(特になし)

西田会長

伝達等につきましては以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

議題「(2) 最低賃金基礎調査結果等の資料説明」について、事務局よりお願いします。

遠藤係長

最低賃金の基礎調査結果等につきましては私から報告させていただきます。

今回の基礎調査のデータについてですが、データの集計は 7 月 17 日までの集計結果となっています。最終的には本日 7 月 29 日に

すべての集計データが委託業者から納品される予定となっております。後日最終分をお示ししたいと思っております。

資料を御覧ください。資料No.6、25 ページから 46 ページまでが基礎調査の資料となります。

まず、基礎調査とはどのような調査かということについて御説明します。25 ページを御覧ください。基礎調査とは、岡山地方最低賃金審議会審議のための基礎資料を得ることを目的としまして、岡山県における地域別最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、岡山県最低賃金が適用される、ア～クまでの業種、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業、卸売業・小売業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉、サービス業、他に分類されないものとなっております。

調査対象事業所の規模につきましては、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業は 100 人未満、その他の産業は 30 人未満の事業所が対象となっております。

調査対象労働者は、正社員だけではなく、臨時、パート社員等も対象となっております。

調査対象となる賃金は、令和 2 年 6 月分の所定内賃金となっております。これは、基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1 か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計は、統計的手法により、各産業・規模別に事業所を分類しまして、その分類ごとの事業所総数により定められた抽出率によって必要調査数を算出し、復元した数値で集計しております。

以上が基礎調査の概要です。最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。

次の 26 ページを御覧ください。ローマ数字のⅡの「最低賃金基礎調査による現行最低賃金未満率」ですが、現行の岡山県最低賃金 833 円未満の労働者の割合を示しております。集計結果から算定しますと、未満率は男性 0.76%、女性 1.79%、男女合計で 1.34%となり、昨年に比べて低くなっております。

Ⅲは、「最低賃金基礎調査における特性値一覧表」でございます。こちらは後ほど説明させていただきます。

続いて、27 ページ以降の総括表について説明いたします。統括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものになります。

27 ページの「岡山県最低賃金調査結果」ですが、これは、31 ページから 34 ページの総括表(1)の左半分を見やすく拡大したものになります。この統括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しております。

表の一番上を見ていただきますと、822 円とありますが、これは 822 円までの労働者は合計 3,105 人おり、その内訳として 1 名～9 名の規模の事業所で 2,017 人、10 人～29 人の規模で 869 人いることを示しております。下にいきまして、現在の最低賃金額 833 円の階級になりますと、3,649 人から 6,883 人に急に増えており、この 833 円の階級に約 3,000 人が属していることが分かります。

更に下の 840 円の階級、そして 850 円の階級でも累計数が大きく増えていることが見て取れると思います。

31 ページの「統括表(1)」は、「規模別」・「年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。35 ページの「総括表(2)」は、「男女別」・「男女ごとの年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。

39 ページには、集計結果の「特性値」の推移が記載されております。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へずらっと並べて 20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字となります。

これらの数値を見ますと、「第 1・20 分位数」は、23 年度以降、700 円で推移していましたが、次第に上昇してございまして、本年度は 840 円となっております。その他も年々おおむね上昇しており、「第 1・10 分位数」は、今年 850 円となっております。

「第 1・4 分位数」は、昨年 885 円から今年 900 円に上昇しており、「中位数」は、昨年の 1,046 円から 1,111 円に上がっております。「時間当平均賃金」は 1,281 円に上がっております。

「月平均賃金額」は 183,913 円と昨年の 173,418 円から上がっております。この下のグラフは今説明したことをグラフ化したものです。

続いて 41 ページに「最低賃金改正の影響率」の表を載せております。

こちらは、現行の岡山県最低賃金の時間額 833 円から引上げを行った場合の引上げ率及び調査結果に基づく影響率を、1 円ごとに取

りまとめたものです。今年は26円まで掲載していますので参考にしてください。

43ページ以降のグラフは、先ほど説明した総括表をグラフ化したものです。43ページは賃金階級別の労働者数の分布についてグラフを作成しております。

44ページは、「賃金階級に対する労働者の累積度数分布」を昨年度と比較したグラフとなります。20分位数、10分位数、4分位数と中位数のところに線が引いてありますが、この線との交線がその数値となります。

それから、45ページは、賃金階級に対する該当労働者の分布を昨年度と比較したものになります。46ページにつきましては、同じグラフを100円刻みにしたものです。

以上が最低賃金基礎調査結果の報告です。

大島室長

続きまして、私から先ほど説明できていなかった9ページ、資料No.3から説明をさせていただきたいと思います。「令和2年賃金改定状況調査結果」でございます。

これは中央最低賃金審議会の資料に資するために実施されたものでございますが、調査の概要としましては、調査地域は、全国が対象となっております。調査産業はこちらに記載しております(ア)から(キ)の産業を対象としております。

調査対象事業所については、全国で15,641事業所、Cランク事業所は、4,191事業所となっております。労働者数は全国で30,527人となっております。

調査事項及び基準となる期日又は期間については、令和2年6月分と令和元年6月分のものがそれぞれの項目ごとに調査されています。

統計問題もあり、10ページに令和2年調査における標本設計の見直しが書かれております。昨年との整合性が取れない部分についてはかっこ書きとなっております。

各表の説明に移ります。

11ページをご覧ください。第1表「賃金改定実施状況別事業所割合」として、AからDのランクごとに業種別で改定状況の割合が示されています。

次のページ以降、第2表は「事業所の平均賃金改定率」、第3表は「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」、第4表は「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」があります。

14ページの第4表①ですが、産業計の賃金上昇率を見ていただくと、Cランクの男女計は賃金上昇率が1.5%で昨年が1.1%となっております。

男女別で見ると、男性は今年 1.2%、昨年は 0.7%、女性は 2.2%、昨年は 2.0%となっており、男性が 0.5 ポイント、女性は 0.2 ポイント上昇しています。

次ページの 16 ページに「参考 1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合」、その次に、参考 2 「事由別賃金改定未実施事業所割合」、その次のページに付表として「労働者構成比率及び年間所定労働日数」があります。

なお、昨年度まで、資料として提出していましたが「事業所の平均賃金改定率」、「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」の県庁所在都市、地方小郡市別版については、改定調査の調査方法が変わりまして県庁所在都市、地方小郡市別の集計がされなくなったため、今年度については提出ができませんでした。

続きまして、19 ページの資料No. 4 「春季賃上げ妥結結果」を御覧ください。それぞれ、連合と経団連の調査結果となっています。

次の 20 ページは、岡山県の春季賃上げ妥結状況を連合岡山並びに経営者協会からお聞きし、それぞれに取りまとめたものです。

それから、次の 21 ページ資料No. 5 の「時間当たりの賃金分布」を御覧ください。縦軸に人数、横軸が時間給となっております。これは、令和元年の賃金構造基本統計調査の特別集計から作成したもので「一般労働者・短時間労働者」の賃金分布を示しております。

次の資料No. 7 は、「岡山県最低賃金年別時間額引上額」を経年のグラフ化したものでございます。

次に資料No. 8 ですが、こちらは、岡山県最低賃金を年別に時間額の引上げ率、影響率にまとめて表にしたものでございます。

次に 51 ページ、資料No. 9 を御覧ください。こちらは、「世帯人員数別（1 人）標準生計費の推移」で、岡山県人事委員会の方で調べております。岡山市の約 40 から 50 の世帯で毎月の家計費調査を行っているのですが、生計費の数値に非常に大きなぶれがございまして、これは母数となる調査対象世帯数が少ないこともあり、変動の影響を大きく受けるためではないかと思っています。このような状況から、3 か年の移動平均を加えて表していますので御覧ください。

次に 53 ページの資料No. 10 を御覧ください。こちらは、令和元年の賃金構造基本統計調査の都道府県、性、学歴別初任給額の格差でございます。これは 55 ページまでございます。

それから資料No. 10②、57 ページですが、こちらは、「決定初任給（高校卒）の推移」ということで、労務行政研究所の「労政時報」からとった数字で、これも中賃の資料になります。

その次の資料No.11ですが、こちらは、パートタイム労働者の都道府県ごとの「募集賃金平均額」と「募集賃金下限額」を掲載しているものです。こちらの中賃の資料になります。

続きまして、61ページの資料No.12ですが、これは、「岡山県金融経済月報」本年の7月分です。

概況としては、県内景気は「弱い動きが続いている。」とされています。

続きまして67ページの資料No.13を見ていただきたいのですが、「岡山県内経済情勢報告」で、これは岡山財務事務所から令和2年4月のものとなっております。7月分も出されるのですが、8月4日に公表されるということで、今回の資料には間に合いませんでした。

最後に、資料No.14、83ページですが「中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」を付けさせていただいております。

こちらは中小企業庁と厚生労働省共通の紹介マニュアルとして作成されたものでございます。政府が実施しております支援施策として取りまとめているので、こちらを参考にさせていただきたいと思います。

以上、非常に簡単ですが、資料の説明をさせていただきました。

西田会長

今の資料説明につきまして質疑がございましたらお願いいたします。

小林委員

今の資料説明についての質問ではないのですが、追加資料をお願いしたいと思っております。今回の審議においてコロナ禍、コロナの状況が非常に大きな要因となっていると思います。

そのような中で、コロナ発生後の休業者数、倒産件数、また、雇用調整助成金、持続化給付金の申請件数、認可件数、全国平均からの比較といった資料を出していただければ示していただきたいと思うのですが。

西田会長

事務局長いかがでしょうか。

大島室長

今、小林委員がおっしゃった要望をすべて満たしてはいないと思うのですが、コロナ関係の資料はあります。

西田会長

要望に十分には応えきれてはいないけれども、ある程度のもはあるということですので、皆さんにお配りいただければと思います。

(事務局、各委員へ資料を配付)



西田会長 何か説明をされますか。

大島室長 では、少しだけ説明させていただきます。

資料が全部で4つあるのですが、分厚い資料につきましては中央最低賃金審議会の第1回目の目安審議会の時に委員から要望があって追加で出された資料です。

全国の倒産件数や休業者の動向が出ています。14ページには県別の数字も出ています。

それから、地図上に発生件数が記載されている資料につきましては帝国データバンクのホームページから引用したものです。7月28日現在で岡山は7件の倒産が出ている状況です。

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口（岡山労働局）」の相談件数がありますが、この下の部分に相談件数の推移がグラフで示されています。これは労働局、ハローワーク、監督署に相談があった件数が対象となっております。

次の資料に相談状況の内訳がありますが、4、5、6月のものを事由別と業種別に分けて掲載しております。

雇用調整助成金については支払で手一杯になっているので統計的なものは取れていないのですが、4月22日時点で申請数が6,236件となっていて、その内5,117件は支給済みということです。この6,236件については複数回の申請を含む数字となっているので、必ずしも申請事業所数には当てはまりません。

今日お出しできる資料はこれだけです。

西田会長 では、この資料も審議の参考になさってください。

次に、議題「(3) 岡山県最低賃金専門部会の運営について」事務局からお願いします。

大島室長 前回の第485回審議会において、岡山県最低賃金の改正決定の諮問後、最低賃金法第25条第2項の規定によって、設置する専門部会の労使代表委員の推薦公示を行い、推薦された方の中から労使各3名の任命手続きを行っていることを報告します。

西田会長 では、専門部会の運営に関して、昨年度まで最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会において全会一致の場合は、専門部会の決議を本審の決議として本審を開催しないこととしております。

本年度も同じ取扱いでよろしいか。皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(同意する声)

西田会長

ありがとうございます。

当審議会としてそのように運営することにいたします。

審議するに当たりましては、中央最低賃金審議会の目安答申と県内の経済・雇用状況などの実情を踏まえて、十分な御審議をお願いいたします。

次に、議題「(4) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について、前回、第 480 回審議会において諮問があったところですが、皆さんから何か御意見がありますか。

財津委員

例年専門部会の部会長をすることが多いので確認しておきたいのですが、専門部会の役割というか、権限というか、裁量の範囲がどこまでなのかということです。例年の流れを見ていると、本審で必要性審議をして、その後に専門部会で金額審議をするという 2 段階構成でやっていると思うのですが、その理解が 2 パターンあるのか、どっちなのか分からない点があります。

1 つは、この件に関しては専門部会に任せるから専門部会で議論するというので大きく委任をしているのか。その場合には、今年は中央審議会の小委員会報告で、「現行水準を維持する」とあるように、0 というのも場合によってはあり得るのか。0 であったとしてもそれはかまわないのか。

それとも、そうではなくて、専門部会に委ねているのは金額審議を委ねているのであって、ここで必要性ありと言ったら、それは変えるという意思表示をしているのであって、専門部会でするのは金額をいくら変えるのかという点だけを専門部会に任せているという理解なのか。その専門部会の役割の部分で、要するに 0 が入るのか入らないのか。先ほど条文を見たのですが余りよく分かりませんでした。0 もありとも読めるし。その辺のところは今年例年と違うので、事務局の方でその辺の規則的なものが分かれば教えて欲しいと思っています。

西田会長

今年度は非常に特殊事情がある中で、岡山 7 業種の特定最低賃金があるわけで、この運用、運営をどうしていくかということについては疑問が呈されたわけですが、事務局いかがでしょうか。

子安部長

今の御質問につきましては、後者となります。

2 段階構成としておりますのは、そもそも改正するかしないか。即ち、上げるか下げるかという変更をする場合に必要性有り、そのまま現在の金額を維持するという、改正しないという場合に必要性

なしとなり、そこで議論が終了となります。よって、必要性ありという結論に至った場合は、その後専門部会に委任され、その場合にはいくらに変更するのかということを経験していただくという理論構成になっています。

ですが、マイナスということにつきましては、これまで最低賃金の長い歴史の中で運用された実績はないということだけ申し添えさせていただきます。

財津委員 　　少し確認させていただくと、0は含まないということなので、ここで必要性有りとして、専門部会に投げた以上は1円以上ということで、0円は入らないということでしょうか。

子安部長 　　そのとおりでございます。

財津委員 　　分かりました。

石黒委員 　　そういう理解なのですか。

私はそういう理解ではなくて、当然我々が専門部会で議論する中にマイナスも含めた変更も入ると思っていましたので、もし私の理解が違うのであればもう1回戻って議論をさせていただきたいと思っております。

加藤委員 　　マイナスということになれば当然そこで議論をして、最終的には0になる可能性もありますよね。

子安部長 　　変更しない場合は必要性なし、変更する場合は必要性あり、ということで金額審議に移るということになります。ただ、マイナスの変更については先ほど申し上げたとおりです。

財津委員 　　そうなる、必要性の審議をどうするかということになると思うのですが、ここで全員で議論をするのがいいのか、それとも、例えば専門部会と同じように少人数で議論をするという場合に、専門部会という名前で議論をするよりよくないということであれば、違う方法で行うということもあり得るのかと思うのですが、そういうシステムというのはいくらでもありますか。

大島室長 　　今まで実施したことはないのですが、参考資料の審議会運営規程を見ますと、小委員会を開くことができるということが書いてあります。

財津委員 審議会参考資料の中に審議会運営規程というのがありまして、恐らくその第3条だと思います。

大島室長 「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」とありますので、岡山では今まで小委員会を開いたことはないのですが、小委員会を開いてその結果を審議会の方へ報告して結論を出すという方法もあります。

他局の例を見ますと、公労使3名ずつ委員を選んでいただいているところが多いです。

また、小委員会の場で産業別の関係労使に意見陳述をしてもらって、それぞれの産業の状況を説明してもらおうという方法もあります。

西田会長 先ほど特定最賃の改正の必要性についてお諮りをしたのですが、全員の中で共通認識がない中での提案という形でございました。これは特定の話で、本日は地賃についての意見陳述等もございますので、4番目の必要性の有無についてお諮りすることについて、この議題を保留にさせていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長 今日、もちろん審議をするのですが、審議する順番を変えさせていただきたいということです。

つまり意見陳述の方々を余り長時間お待たせするのも心苦しいので、順番を変更することについて事務局、よろしいでしょうか。

子安部長 問題ございません。

西田会長 議題「(6) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見陳述について」を先に行わせていただきたいと思います。

皆さんそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長 「岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見陳述について」事務局より説明をお願いいたします。

大島室長 岡山県最低賃金の改正に係る意見書の提出につきましては、改正決定に係る意見聴取の一般公示を行ったところ、提出期限の7月27日までに、岡山マスカットユニオンなど5団体から、それぞれ

お手元の資料No.2のとおり提出されています。

さらに、岡山県労働組合会議パート・臨時労組連絡会からは、意見を記載した文書以外に要請署名4,335筆の提出がありましたが、これら要請署名につきましては、従来どおり回覧させていただきたいと思います。

西田会長

これから、意見書の提出のありました団体のうち4名から、意見陳述希望がありましたので陳述をしていただきます。

意見陳述の順番は意見書の受付順とさせていただきますので、最初に労働組合岡山マスカットユニオンに意見陳述をしていただきます。

意見陳述される方は演台までお進みください。

遠藤係長

マスカットユニオンの方は意見陳述されないそうです。

西田会長

マスカットユニオンさんは意見陳述をされないということですね。

では、岡山県労働組合会議の方に意見陳述をしていただきます。演台へお進みください。

(岡山県労働組合会議) 意見陳述者、演台へ)

西田会長

審議会の時間の都合もありますので、5分をめぐりに意見陳述をお願いします。

岡山県労働組合会議

岡山県労働組合会議の■■■■と申します。

今回皆様のお手元に資料をお配りしていると思います。岡山県最低生計費試算調査の結果があると思いますが、この資料に基づきまして説明させていただきたいと思います。

まず、この調査が一体どういう調査なのかということですが、岡山県内で労働者が普通に暮らすためにいくら必要なのかということとを3,675人に御協力いただいて持ち物財調査を行い、その結果に基づいて■■■■大学の■■■■准教授の協力をいただいてマーケット・バスケット方式に必要な費用を調査し、作った資料となっています。詳しい調査結果につきましては「はじめに」と書かれているこちらの資料に書かれていますので、目を通していただければと思います。私からは概要について説明したいと思います。

この調査の結果、男性で月額248,511円、女性で月額254,812円が必要であり、ともに税・社会保険料込みです。

ちなみにこの金額は10代から30代で一人暮らしをしている若者の調査となっています。この金額を年額に換算しますと、300万円となります。ちなみに昨年東京都でも同様の調査結果が発表されて、男性が月額249,642円、女性が月額241,362円という結果になっております。直近では長野県と沖縄県で同様の調査が行われておりまして、ほぼ同様の結果となっております。

私たちはワークライフバランスが配慮された労働時間ということで基本的に月150時間を主張しておりますので、この時間で時給換算をすると、男性で1,657円、女性で1,699円が必要となります。よって少なくとも最低賃金をこの金額まで引き上げなければならないのではないかと考えております。

ちなみに厚生労働省等が採用している労働時間、月173.8時間で換算しますと、男性で1,430円、女性で1,466円、現行の最低賃金と比較をしますと600円以上の差となっております。

次に、この内容がどのような生活実態なのかについて申し上げます。

私たちが設定したのは岡山市南区で、25㎡のワンルームマンション、若しくはアパートに住んでいて、家賃は34,000円、中古の軽自動車、具体的には7年落ちの軽自動車を所有して、通勤や買い物、レジャーに使用しており、自動車関連費は月額約15,000円、その他家財道具は量販店で最低価格のものを揃えました。

1か月の食費は、男性が42,000円、女性が35,000円となっております。基本的に朝、晩は家で食べて、昼食はコンビニなどでお弁当を買い、1食当たりの予算が約400円となっております。そのほか2か月に3回程度同僚や友人と飲みに行き、その時の費用は3,500円となっております。

衣服については、男性は主に背広2着、1着3万円、女性はジャケット2着、1着約4,000円のをそれぞれ4年間着まわしていると設定しています。

この設定条件は、今回行ったアンケート結果を基に設定をしています。この結果についていろんな感想をいただいているのですが、金額が高すぎるのではないかというよりも、むしろ家賃34,000円というのは、そんなぼろいマンションに住んでいるのかとか、本当に34,000円でそこに住めるのかなどという声がありました。これは主に女性の意見だったのですが、1着4,000円のジャケットを4年間も着まわすようなことはないといったような声もいただいております。ですから、決してぜいたくな生活をしているのではなくて、非常に質素でつましやかな生活をしていることがこの金額からも分かると思います。

ですから、今の最低賃金では到底人としての尊厳が保たれている

状態ではなく、人の前に出て恥ずかしくないような生活が送れるような賃金水準になっていないことが我々の調査結果からも分かるのではないかと思います。

全国の調査でも同様の結果が出ていることから、最低賃金を引き上げるに当たって、今は地域別制度がとられていますが、この地域別制度というものが一体どれほど根拠のあるものなのかが揺らいできているのではないかと思います。

私たちの主張は今すぐ最低賃金を1,000円以上に引き上げて、その上で最低賃金を全国一律1,000円にすること、そして速やかに1,500円の最低賃金を実現することが今回の調査結果を基にした主張となります。

今回の審議会の中で、私たちの行いました調査結果を是非反映していただき議論をしていただければと思いますし、もし、その結果についてもっと詳しく知りたいということがございましたら、直接私どもに問い合わせいただいてもかまいませんので、よろしくお願いいたします。

西田会長

ありがとうございました。  
意見書と合わせて、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。  
では、意見陳述のみということですので、御退室をお願いします。

(「岡山県労働組合会議」意見陳述者、退室)

西田会長

次に、「岡山医療生協労働組合」の方に意見陳述をしていただきます。

意見陳述される方は発表席までお進みください。

審議会の時間の都合もありますので、5分をめぐりに意見陳述をお願いします。

(「岡山医療生協労働組合」意見陳述者、演台へ)

岡山医療生協労働組合

岡山医療生協労働組合の■■■■と申します。

岡山地方最低賃金審議会への意見を述べさせていただきます。

労働者の賃金向上のために御尽力いただいている皆様に敬意を表します。

医療・介護現場では看護師を始め国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いるにもかかわらず、非常に低い賃金水準に抑えられています。厚生労働省の2019年度賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は、全産業平均に比べて月額7,378円も低い実態にあり、さらに介護職では所定内賃金平均は78,224円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。

また、私たち医療・介護労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。ところが、診療報酬、介護報酬が全国一律であるにもかかわらず、見事に、地域別最賃に引っ張られた賃金格差となっています。グラフを見ていただければ分かると思います。同じ資格で同じ診療・介護報酬で働いているにもかかわらず、地域別最賃が低ければ、つられて賃金が引き下げられてしまうことは納得がいきません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。とりわけ、介護職の中でも特に低処遇となっている、月契約ヘルパーの時給について述べたいと思います。

岡山医療生協で働く契約ヘルパーの最低時給は940円です。援助内容によって時給が変動するため一概には言えませんが、940円の中には15分間の移動時間分の時給208円が含まれており、実際には時給732円です。さらに、総合事業による訪問サービスは45分間の時給しか払われません。このような低賃金が介護者不足の原因となっていることは言うまでもありません。

また、この間のコロナ感染症の対応では、感染者・濃厚接触者であっても介護を提供し続けるように求められています。先にも述べましたが、介護職は全産業平均に比べて月額で78,224円も低いのです。コロナ禍の介護の最前線で働くのは、人材不足・低賃金のヘルパーさんたちです。

先ほど県労会議の意見にも出てきましたが、この間に岡山県で取り組んだ最低生計費調査の結果では1か月におよそかかる費用は月額24万円、時給に換算すると1,600円強です。大学を卒業している医療従事者も多くいるにもかかわらず、初任給はそれに満たない業種が多くあります。

何年もかかってやっと基本給が上がっていきます。病院で働いている介護士や調理師、事務員などは10年働いても24万円に達しま



せん。病院の経営は医師、看護師だけではない、たくさんの専門分野に分かれてチーム医療が成り立っています。どこの分野が欠けても成り立ちません。そんな人の命に係わる職業でありながら最低賃金に張り付いたような給料でこれからの未来を切り抜けていけるでしょうか。

このような低賃金実態を放置したままでは、国民の要求に応える医療・介護の提供の実現は到底困難と言わざるを得ません。

こんな時だからこそ、医療・介護の供給体制を早急に整えることが必要です。そのための手立てとして、最低賃金の引上げと、医療介護の産業別最低賃金の設立を望みます。以上です。

西田会長

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員から何か御質問などございませんか。

(特になし)

西田会長

では、御退室ください。

(「岡山県医療生協労働組合」意見陳述者、退室)

西田会長

次に、「生協労組おかやま」の方に意見陳述をしていただきます。意見陳述される方は、発表席までお進みください。

審議会の時間の都合もありますので、5分をめぐりに意見陳述をお願いします。

(「生協労組おかやま」意見陳述者、演台へ)

生協労組おかやま

生協労組おかやま副委員長の■■■■と申します。

事前に提出しております意見書の1の部分「最賃を今すぐ1,000円以上に引き上げること」について補足説明をしながら述べさせていただきます。

今や非正規労働者は全労働者の4割と言われております。岡山コープの正規の仕事がパートやアルバイトに置き換えられて、正規は全職員の2割に過ぎません。非正規労働者が事業にとって欠かせない存在となっています。

しかし、日本には同じ仕事をするなら同じ賃金にするという均等待遇の法律が整備されていないため、非正規労働者は地方最賃に張り付いた低賃金のままです。正規は就業規則や賃金体系の中で賃上げされても、非正規は何年働いても賃金が上がらない労働者がほ

とんどです。家族手当や住宅手当も支給の対象から外れています。これでは正規と非正規の賃金格差は開くばかりです。労働組合の組織率が2割を切っている中で、必要性が全く交渉できておらず、最低賃金の引上げだけが賃上げの望みになっているのが実態です。

しかし、パートタイム労働者にも生活があり、自分だけでなく家族を養うためにダブルワークやトリプルワークをしている仲間がいます。仕事の掛け持ちで長時間労働で、健康や将来の不安を抱えながらも休むに休めない働き方になっています。

コロナ禍の中、エッセンシャルワーカーと言われるスーパーのパートタイム労働者は、不特定多数の人を相手に感染への不安を抱えながら働いています。そんな働く仲間たちの非正規労働者の賃金の多くは最低賃金に張り付いています。

今の最低賃金では1人分の生計費にも足りません。働く人が自立して生活できる賃金の水準を保証するという最低賃金の目的に合致しているのでしょうか。コロナの感染拡大の中で仕事をなくし、次の仕事を探しても900円程度のアルバイトしか見つからない、そんな現実があります。

岡山の最低賃金833円は、フルタイムで働いたとしても年収200万円以下のワーキングプアと言われる貧困ラインです。たとえ1,000円になっても年収200万円程度にしかありませんが、最低賃金1,000円は命をつなぎ、消費を促します。是非とも今すぐ1,000円への引上げをお願いしたいと思います。

コロナ禍でもイギリス、アメリカ4州、ドイツ、韓国は最賃を引き上げています。GDPの6割を占める個人消費を喚起し、景気悪化を食い止める機能を果たす最低賃金の大幅な引上げこそが重要だと考えます。

政府は賃上げと経営の両立に知恵を絞るべきです。地域経済を活性化させるためにも最低賃金をこのままにしないという立場に立ち、少なくとも昨年水準の3%の引上げをスタートとした議論をお願いしたいと思います。以上で意見陳述を終わります。

西田会長

ありがとうございます。  
意見書と合わせて、委員から何か御質問等ありませんか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。  
御退室ください。

(「生協労組おかやま」意見陳述者、退室)

西田会長 以上で、意見書の提出のありました団体からの意見陳述が終わりましたが、意見書並びに意見陳述も含めて委員の皆様には専門部会において慎重な審議をお願いします。

さて、ここで議事の進行順を変えました議題（４）、（５）に戻る形になるわけですが、事務局からの情報提供を踏まえて労使でそれぞれ少し相談、議論をする時間が必要なのではないかと思しますので、10分間休会をしまして、15時10分から再開としたいと思います。事務局、別室は用意していますか。

大島室長 1階の会議室を1つ用意しており、あとはロビーなどを利用していただくようお願いします。

西田会長 公益が外に出てもかまいません。特に使側はいろいろと検討が必要なのではないかと思います。労側は検討の必要はありますか。

小林委員 特に必要ありません。

西田会長 労と公益が外に出ますので、使側委員はこちらで打ち合わせください。

（労側、公益委員、事務局退室し、使側委員のみ打合せ）  
（使側委員打合せ終了後、労側、公益委員、事務局入室）

西田会長 議題（４）、（５）について改めて審議を再開したいと思います。議題「（４）特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については先ほど申し上げたとおり、前回第485回審議会において諮問があったところでございます。

先ほど部会長代理から事務局に質問がなされて、その回答を受けて使用者側の方の認識、自分たちが思っていたところと異なるところがあるということで態度が保留されたという状況でございます。非常に特殊な社会状況がある中で必要性の有無を例年のような形で淡々と進めるのは難しいのではないかと考えております。

必要であるか否かという入り口を慎重に判断するというのが今年度求められるのではないかと考えております。仮に必要性の有無について意見の合致がこの審議会ですぐ得られなかった場合に、どういう方法がありうるのか。先ほど室長から簡単に説明がありましたけれども、もう少し具体的に慎重審議のやり方としてこのようなやり方があるという説明をしていただけないでしょうか。

子安部長 私から説明させていただきます。

通常は改正の必要性ありとなって、その後改正の審議をお願いするという諮問を行い、それに基づいて7業種の産別最賃ごとに専門部会を設置し、各産業の労使の方に入っただいて御議論いただいています。必要性の審議において専門部会を設ける場合も、委員の公募の手続を経て選任することが本審や県最賃の専門部会と同様に必要になってまいります。

そうしますと、スケジュール的に時間を要することになりますので、簡便に実施する方法として、先ほど申しあげました小委員会を現在選任されている本審議委員の方々の中から、会長の権限で任意のメンバーを選んで設置するのであれば委員公募の手続を省略することが可能となります。

そういうメリットがある一方で、あくまでもメンバーは本審の委員15人の方がベースになりますので、仮に7つ設置するとなりますと委員お一人の負担が非常に増えます。

方法論としては、専門部会の委員の方をオブザーバー的な形でお招きすることも可能です。しかし、いずれにしても本審委員のこの15人のメンバーが7つの部会を分担して行うとなると、人的、時間的な面からも実務的には厳しいだろうと思います。そこで、小委員会を1つ設置して、そこに各産別の委員の方できるだけ意見を述べていただく意見陳述という形で、小委員会として何回か議論を重ねていただき、必要性の審議を通常と異なる形で丁寧に行っていくという方法がございます。

西田会長

必要性の有無が議論の対象となってくる業種が1業種なのか、2業種なのか、それとも7業すべてなのかということも私どもには分からないところですが、必要性があるという判断をした以上は、よほどの特殊事情が発生しない限り0にはならないということです。

つまり、その入り口のところの必要性あり、なしのところを慎重に議論することが前提となるということがございますので、本日拙速な形で結論を得ることは避けて、地域最賃もどういう形で議論していくのか、どういう落としどころになるかということが非常に見えにくい中で、特定の必要性の有無について判断を急ぐのは適切ではないと考えます。

そこで、私からの提案ですが、議題(4)と(5)につきましては8月の4日、5日に本審の開催の日程が確保されているかと思えますので、地賃の結論を見ながら特定の在り方というものを改めて議論し、そこでもし必要性について疑義が生じるようなことがあれば、より慎重な審議という形で先ほど部長がおっしゃったような小委員会を設置して、本審議に委員を出していない、当該業種の労使

双方からの御意見もその小委員会の中でいただきながら必要性の有無についての最終判断を8月20日に予定されていましたがね。

子安部長 異議が出た場合には20日かその数日以内に異議審を開催する予定になっています。

西田会長 そのあたりの期日を目標としながら最終判断をしていくことにしたいと思いますが、そういうスケジュールでよろしゅうございましょうか。

加藤委員 先ほど言われたように、必ず1円以上上げるということが頭にあるのであれば私どもとしては難しいです。

西田会長 特定最賃は労使のイニシアティブでとなっておりますので、特定最賃の部会を開く必要があるということは金額について何らかの考えがあるということが出発点になるわけですが、地賃については労働行政から本審議会に対する依頼という形でございますので、いかなる結論になるかというのは、これは本審議会での判断ということになります。

ですので、極端な話ですけど、地賃については0ということも当然あり得るということです。

加藤委員 マイナスの改正決定ということもあり得るわけですね。

西田会長 法律上それが禁止されているわけではございませんけれども。

加藤委員 労使の信頼関係もありますので、マイナスということはないにしても、改正の必要性ありで上がることが前提となってしまうと議論の余地がありません。岡山の場合は他県に比べて上がり代が多かったです。最近はそうでもないですが。上がらないという業種も出てくると思います。

西田会長 だから一切上げる余地がないということであれば必要性なしという判断になります。

加藤委員 部会に入るとなかなか難しいです。

西田会長 結局、部会に入る入り口のところなのです。それぞれの部会を介するかどうかというのが有無の判断で、開催するということは特定については1円以上という考え方になってきます。0円というので

あれば開催しないということになりますし、極端な話マイナスだというふうに使側がマイナス前提で言われるのであれば、今度は労側の方から開催しないという切り札を切るということも当然あり得るということですよ。

石黒委員                   それは特定の場合はそうですよということで、地賃の場合はそうではなくて予断を持たないで議論をするということですよ。

西田会長                   そういうことになります。

石黒委員                   極論すると、マイナスという話もあるけれども、我々が言いたいのはマイナスを主張するかどうかは別として、予断を持たないで議論をする前提に立って議論を進めるというふうに理解させていただきたいのですが。地賃については。

西田会長                   そのとおりです。

鶴海委員                   だけど、今日財津委員が言ってくださったからよかったけど、我々はそのような認識は全くなかったですよ。

石黒委員                   特定についてはですよ。

鶴海委員                   だから、改正をする必要があるということは、上がろうが下がろうが、何があっても話し合っただけでその中で決めていくという認識でいたのに、そういう文章がどこにも入っていないです。  
今、使側で話していたのですが、そういうことなら、単純に言ったら改定の必要性なしです。

小林委員                   さっきの鶴海委員の話と被るところなのですが、部長がおっしゃったように、必要性ありなら1円以上、必要性なしなら0円というのは絶対的なルールなのか、我々としても結果は結果としてそれが0なのか、プラスなのか、マイナスなのかというのは労使の中でしっかりと議論して判断すればいいと思います。

例えば、小委員会を開くにしても少し時間もかかるし、年内発効も難しくなってくると思います。そういった中で本当にそういったやり方が現実的なのかなと思います。

まずは議論のテーブルに着き、結果は結果として労使の中で話し合ってもらおうというスタンスでいいと思うのですが、どうでしょうか。

子安部長

県最賃の議論とは異なる特定最賃の２段階制についてのこれまでの説明が、私ども事務局から公労使の委員の皆さんに十分に行われていなかったということについては、まずおわびを申し上げます。

そもそも最賃制度自体が、これまで中賃の中で各種の全員協議会を開催し、それぞれの課題について議論を重ね、答申などを出して積み重ねてできたものでございます。それがこちらの資料であり、「各種特定最賃の運用に関するルール」です。そういうふうに40年以上積み重ねてきた現状がございまして、確かに明文規定ではっきり分かりやすく書かれてはいません。

この必要性の議論というのはこういった金額改正や、創成期の頃であれば産別最賃を新設したり、くくりの範囲を変えて作り直したりする場合に行われるものです。他局では県最賃に追い抜かれる形で埋没している産別最賃がいくつも出てまいります。そういった産別最賃を正式に廃止する場合に、改変することの必要性の有無について審議するという位置づけで運用してまいりました。

従来は金額改正の必要性について問題なく審議されてきました。今の形を変えるのか、今のままにするのかという意味では改変することの必要性の有無について審議することと同じであると思えます。固いことを申し上げて申し訳ないのですが、金額を触ることも含めて必要性の有無を慎重に御審議いただきたいと思えます。

今回たまたま先鋭的な形で議論の必要性が出ている状況でございますが、決して労使で丁寧に議論をすることを否定しているわけではなく、むしろ行政の立場としては特に特定最賃は労使のイニシアティブが重要であるということが19年の法改正でもより明確になっておりますので、できるだけ岡山地方最賃審議会の委員の皆様のお意向として丁寧に進めていただければありがたいと思っております。

ただ、手法としては必要性の審議において通常の特設部会のように公募をして手続を行うことも可能ではあると思うのですが、今まで必要性の審議においてそういう特設部会を立ち上げた事例がなく、簡便な方法として小委員会設置方法で行っている局があることを御紹介させていただいた次第です。

小林委員

先ほどの話で、絶対的なルールではないけど、もう少し柔軟に対応できますということであれば、必要性ありで答申をして、あとの議論は各業種の中で行うことはできませんか。

石黒委員

それだと制度上苦しくなるのだと思いますよ。

今、我々が言っているのはその理解が正しいのだけど、今後の解釈として、そういうやり方では矛盾が生じるので、改正の必要の有

無のところでは何らかの形で議論をしていかないといけないというのが特定の制度で、その辺が県最賃と違うので、理解をして話をしないと話しをずっとしてしまうと思います。

この15人のメンバーで審議をするか何人であるのかは別にして、特定最低賃金の改正の必要性の有無というのはきちっと審議を行う必要があって、必要性ありとしてその後専門部会で議論した結果0にしましたというのは制度上難しいという御説明だと思います。

鶴海委員 必要性ありとしたら上げなければならないということですね。

石黒委員 そうです。  
だからこの場で必要性の有無を十分にしていきたいと思いますというのが会長のお話ですね。

西田会長 そうですね。  
私も会長という職を離れて一個人として議論するのであれば、双方と同じような、つまり行政の説明はいかかなものかとなるのですが、ただ、審議会を運営していくに当たっては事務局の意見というのは大事にしなければなりませんので、慎重審議をした上での判断という手続はきちっとやりたいと思います。

石黒委員 ですから、会長がおっしゃったように、何らかの形で、場を変えて、時間をかけて、この必要性の有無の議論を続ける必要があるのではないかと思います。

西田会長 そうですね。  
ただ、ずるずると必要性の判断のところでは長引かせるのも発効日を考えますと適切ではありません。もし改定するという事になれば発効日等にも関わってきますので、一応の議論の区切り、ここで腹を決めましょうという時期については考えておかなければならない、その時期の目安として8月20日の異議審あたりで腹をくくるとするのが大事なのかなと思います。ですから、それまでに小委員会を開催するべきかだと思います。

ただ、可能な限り本審で議論した方がいいと思います。皆様方がお忙しい中で、これだけの人数の日程を合わせるの難しいと思いますので、次回8月4日ないし5日の本審でもう1度議論しつつ、更に人数を絞った形で3、3、3人ぐらいの形で小委員会を開いて、8月20日までには方向性がはっきりしているという形にしたいと思いますが、事務局、そういう流れで考えたいと思いますが、よろしいですか。皆様方、それでいかがでしょうか。



(各委員スケジュールを確認)

- 西田会長 8月4日、あるいは5日は今のところスケジュールは確保されていますか。地賃が全会一致にならなかった場合のスケジュールということをお願いしていますが。
- 小林委員 すみません。これは仮に全会一致で決定したとしてもこの議論があるからそれはそれで本審をやらなければならないということによろしいですか。
- 子安部長 今回の議論で、8月4日ないし5日は地域別最低賃金の専門部会の結果にかかわらず開催すると今日付けで位置づけを変えます。県最賃の専門部会で全会一致にならなかった場合に本審を開催しますという案内を発送する予定でしたが、全会一致かどうかの結論にかかわらず、8月4日、5日に本審を開くという案内に変更することで可能でございます。
- 西田会長 地賃が全会一致にならなかった場合にはそれは地賃の議題になりますし、全会一致になった場合には本日の議題(4)と(5)について継続審議という形で招集をするということにしたいと思えます。
- 鶴海委員 8月4日の1時半から行うということですか。
- 西田会長 4日ないし5日。
- 子安部長 4日の午後1時半の方が会場としては確保してございます。
- 西田会長 4日の13時30分と5日の13時30分からいずれか可能性ありということで日程の確保をお願いします。  
最後の議題になりますが、「今後の審議日程」ということで、事務局から説明をしてください。
- 大島室長 話がだいぶ変わってきたので、後日させていただきます。
- 西田会長 その他のところで特定最低賃金の諮問があった場合の手續等の説明をしていただく予定だったのですが、議題として次回に持ち越しということになりましたので、それ以外につきまして事務局から何か報告事項がございますか。

大島室長 特にございません。

西田会長 皆様何か他にございますか。

(特になし)

西田会長 地域別最低賃金の改正に係る異議の申出があった場合も、当該申出について審議会を開催することになります。これが先ほどお話をしていた8月20日に予定されています。その際には審議会を開催することとなりますが、この異議審につきましては皆さんの忌たんのない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開ということにいたします。

他になればこれで第486回岡山地方最低賃金審議会を終わります。